

「消費税の転嫁を阻害する行為等に関する消費税転嫁対策特別措置法、独占禁止法及び下請法上の考え方(案)」からの主な変更点(新旧対照表)

変更箇所	成案	原案(パブリックコメント)
第1部第1-1(1) 【特定事業者】	<p>「特定事業者」とは、消費税転嫁対策特別措置法第2条第1項各号に規定される事業者であり、次のものをいう。</p> <p>なお、<u>消費税転嫁対策特別措置法上の「事業者」とは、同法第10条のように特段の定義をしているものを除き、独占禁止法及び景品表示法上の「事業者」と同じである。</u></p>	<p>「特定事業者」とは、消費税転嫁対策特別措置法第2条第1項各号に規定される事業者であり、次のものをいう。</p>
第1部第1-1(1)イ 【特定事業者】	<p>「<u>継続して</u>」との要件は、<u>継続的取引関係にある事業者間においては、取引の一方当事者の立場が強くなりがちであることから設けられたものであり、「継続して」に該当するか否かは、取引の回数のほか、取引の間隔、取引される商品や役務の性質、当該取引に関する商慣習など、様々な事情を総合的に勘案して個別の事案ごとに判断することとなる。</u></p> <p>なお、「<u>継続して</u>」とは、事業者間に継続的取引関係がある場合を指しており、個別の商品ごとに継続的取引関係が必要となるものではない。</p> <p>また、これまで取引したことのない相手方から商品を1回限りの取引で購入する場合は、「<u>継続して</u>」に該当しない。</p>	<p>「継続して」とは、事業者間に継続的取引関係がある場合を指しており、個別の商品ごとに継続的取引関係が必要となるものではない。</p> <p>また、これまで取引したことのない相手方から商品を1回限りの取引で購入する場合は、「継続して」に該当しない。</p>
第1部第1-1(2) 【特定供給事業者】	<p>なお、「<u>特定供給事業者</u>」に該当し得る事業者は、<u>特定事業者</u>に継続して商品又は役務を供給する事業者であり、例えば、大規模小売事業者たる特定事業者との関係でいえば、<u>特定事業者が販売する商品を納入する事業者</u>に限定されるものではなく、<u>特定事業者が自己の店舗で使用する什器等の商品や店舗の清掃等の役務を供給する事業者</u>も含まれる。</p>	
第1部第1-2(5) エ 【減額】	<p>エ リベートを増額する又は新たに提供しよう要請し、当該リベートとして消費税率引上げ分の全部又は一部を対価から減じる場合</p>	<p>エ 消費税率引上げ以後にリベートを増額する又は新たに提供しよう要請し、当該リベートとして消費税率引上げ分の全部又は一部を対価から減じる場合</p>

<p>第1部第1-2(5) オ 【減額】</p>	<p>オ <u>消費税率引上げ分を上乗せした結果、計算上生じる端数を対価から一方的に切り捨てて支払う場合</u></p>	
<p>第1部第1-4(6) 【利益提供の要請】</p>	<p>ウ <u>消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、消費税率の引上げに伴う価格改定や、外税方式への価格表示の変更等に係る値札付け替え等のために、取引先に対し、従業員等の派遣を要請する場合</u></p> <p>エ 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、取引先に対し、取引の受発注に係るシステム変更に要する費用の全部又は一部の負担を要請する場合</p> <p>オ 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、金型等の設計図面、特許権等の知的財産権、その他経済上の利益を無償又は通常支払われる対価と比べて著しく低い対価で提供要請する行為</p>	<p>ウ 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、取引先に対し、取引の受発注に係るシステム変更に要する費用の全部又は一部の負担を要請する場合</p> <p>エ 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、金型等の設計図面、特許権等の知的財産権、その他経済上の利益を無償又は通常支払われる対価と比べて著しく低い対価で提供要請する行為</p>
<p>第1部第1-5 【本体価格での交渉の拒否】</p>	<p>見積書等</p>	<p>見積書</p>
<p>第1部第2-2(2) エ 【独占禁止法上の考え方(受領拒否、納期の延期)】</p>	<p><u>消費税率引上げ以後の課税仕入れ分として税額控除の対象とするため、消費税率引上げ前の納期を、一方的に消費税率引上げ以後に延期し、消費税率引上げ前と同一の対価で納入させること</u></p>	<p><u>消費税法上の課税仕入れ分として税額控除の対象とするため、消費税率引上げ前の納期を、一方的に消費税率引上げ以後に延期すること</u></p>
<p>第1部第3-2(1) イ 【下請法上の考え方(受領拒否)】</p>	<p><u>親事業者が供給する商品又は役務の取引先との間で消費税率引上げ以後の単価交渉がまとまらないことを理由に、下請事業者に対して、納期を延期し、又は発注を取り消すこと</u></p>	<p><u>自己の取引先との間で消費税率引上げ以後の単価交渉がまとまらないことを理由に、納期を延期し、又は発注を取り消すこと</u></p>

このほか、技術的な修正をしている。